

令和5（2023）年度 奈良ESD連続セミナー開催要項

1. 目的

学習指導要領が改訂され、前文や総則に「持続可能な社会の創り手」の育成が明記された新学習指導要領が、幼稚園では2018年度より、小学校は2020年度、中学校は2021年度から全面実施、高等学校では2022年度より実施されている。新学習指導要領が求める教育を実施するためには、教育内容の捉え方の見直しや教育方法の改善が必須であり、ESDを適切に指導する資質能力の育成が、教員養成及び現職教員研修にとって喫緊の課題であることは間違いない。そこでESDの指導者として求められる資質能力を育成することを目的に、本連続セミナーを開催する。

2. 開催日時 【時間はいずれも19時～21時】

- ① 5月 9日（火）：SDGsの理解促進（1）
- ② 6月 6日（火）：SDGsの理解促進（2）
- ③ 7月 4日（火）：ESDの理論研修
- ④ 7月25日（火）：優良実践事例の検討
- ⑤ 8月29日（火）：単元構想案の相互検討（1）
- ⑥ 9月26日（火）：単元構想案の相互検討（2）
- ⑦ 10月10日（火）：単元構想案の相互検討（3）【学生】
- ⑧ 11月 7日（火）：学習指導案の相互検討（1）
- ⑨ 12月 5日（火）：学習指導案の相互検討（2）
- ⑩ 1月16日（火）：学習指導案の相互検討（3）【学生】
- ⑪ 2月 6日（火）：研修の振り返り

研修（6）（7）は、これ以外に実施予定

3. 方法 基本的にはZoomを用いたオンラインで実施

4. 研修内容

- （1）持続可能な開発目標（SDGs）の内容理解
- （2）ESDの学習理論
- （3）優良実践事例の分析と単元構想案の作成について
- （4）ESD単元構想案の相互検討とESD学習指導案・実践報告の作成
- （5）ESD学習指導案・実践報告の相互検討
- （6）ESDカリキュラムマネジメント
- （7）ESDカリキュラム案の作成・相互検討

5. プログラムのレベルと研修

(1) ESD ティーチャーコース

- ①ESD 連続セミナーへの 5 回以上の参加と毎回のミニレポートの作成
- ②ESD 教材開発と ESD 学習指導案の作成、1 月末日までに提出

(2) ESD マスターコース

- ①ESD 連続セミナーへの 7 回以上の参加と毎回のミニレポートの作成
- ②ESD 教材開発と ESD 学習指導案の作成、そして授業実践をふまえた実践事例を作成（6 P 程度）し、1 月末までに提出（考察をしっかりと記載すること）。
- ③ESD ティーチャー研修中の現職教員および学生の指導案作成指導
- ④研修（6・7）への参加

(3) ESD スペシャリストコース

- ①ESD 連続セミナーへの 7 回以上の参加と毎回のミニレポートの作成
- ②ESD 教材開発と ESD 学習指導案の作成、そして授業実践をふまえた実践事例を作成（6 P 程度）し、1 月末までに提出（考察をしっかりと記載すること）。
- ③ESD ティーチャー研修中の現職教員および学生の指導案作成指導
- ④学会や研究大会での実践事例の発表か、ESD 研修会の開催と報告書の提出
- ⑤研修（6・7）への参加

※3 月末に学長より ESD ティーチャー、ESD マスター、ESD スペシャリストの認定証が授与されます。

※作成された学習指導案や実践事例は近畿 ESD コンソーシアムの HP に掲載します。

※発表のための研究大会参加旅費は、コンソーシアムが負担します。